平成２９年第３回霧島市農業委員会定例総会

平成２９年３月３１日（金）

開催場所　　国分シビックセンター公民館３階　　大会議室

出席委員

１番委員、　２番委員、　３番委員、　４番委員、　５番委員、　６番委員、　７番委員、
８番委員、　９番委員、１０番委員、１１番委員、１２番委員、１３番委員、１４番委員、
１５番委員、１６番委員、１７番委員、１８番委員、１９番委員、２０番委員、２１番委員、
２２番委員、２３番委員、２４番委員、２５番委員、２７番委員、２８番委員、２９番委員、
３０番委員、３１番委員、３２番委員、３３番委員、３４番委員、３５番委員、３６番委員、
３７番委員

出席職員	事務局長	砂田　良一	農地グループ長	内田　大作
	振興グループ長	本村　浩孝	主　査	若林　優
	主任主事	山下　良太	主任主事	中吉　哲平
	主任主事	江藤　俊志	主　査	有村　大
	主任主事	岩元　章宏	主　査	鎌田　里子
	主任主事	深瀬　和香子	主　査	吉原　康広
	主任主事	笠井　亜由美		

議事日程　　「諸般の報告」「事務局報告」

１「農地利用変更届」について
２「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について
４「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
５「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
６「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について
７「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について
８「あっせん申出」について

「開　会　　午後　２時５５分」

○砂田事務局長
　姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）
　皆さん、こんにちは。本日の出席委員は３７名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第３回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○　　〔事務局より議案書の訂正について報告〕

○議長（会長）
　次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長
　それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

〔８件について報告〕

　以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。
　農地法第１８条第６項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知７７件、使用貸借権通知１５件、また、農地法第３条解約通知のうち賃借権１件、合計で９３件が提出されております。また、農地法第４条の許可取消願い１件、時効取得が２件提出されました。以上で報告を終わります。それでは、議事に入ります。

△　議案第１号　　「農地利用変更届」について

○議長（会長）
　議案第１号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が２件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。１番及び２番を２番委員。

○２番委員
　１号１番を報告します。
　申請地は隼人尚愛会病院の南に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路と河川、南は道路、東は畑、西は畑である。利用変更目的は畑の嵩上げをするものである。工事内容は盛土を８０ｃｍするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、

当届出は妥当なものと思われる。

１号２番を報告します。
申請地は隼人尚愛会病院の南西に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路と河川、南は道路、東は宅地、西は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を１ｍするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）
ただいま調査委員からの意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の２件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
全員賛成であります。よって、議案第１号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△　議案第２号　　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

○議長（会長）
次に、議案第２号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき、農用地利用集積計画（案）の所有権移転４件、利用権設定のうち賃借権設定１１３件、使用貸借権設定２６件の計１４３件の農用地利用集積計画（案）について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定の１３９件のうち１２３件は、農地中間管理機構、再設定及び認定農業者に係る案件でありますのでご承認いただくこととし、新規の１６件について審議を行います。
なお、＊＊＊に係る案件については、認定農業者の取扱いとさせていただきます。ご了承方お願いいたします。
それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の１番から３番、３０番委員。

○３０番委員

２号所有権移転の１番から３番については、譲受人が同一人のため、まとめて報告いたします。
本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、１番については譲渡人と譲受人との間で、申請地１筆＊＊＊円にて、２番については譲渡人と譲受人との間で、申請地３筆＊＊＊円にて、３番については譲渡人と譲受人との間で、申請地１筆＊＊＊円にてそれぞれ協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年３月９日に提出されました。
以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて、所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は認定農業者であり、現在２１２，３４７．４８㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の国分地区＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の８０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
所有権移転の４番、７番委員。

○７番委員
２号所有権移転の溝辺の４番を報告いたします。
本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、１番については譲渡人と譲受人との間で、申請地１筆＊＊＊円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年２月２４日に提出されました。
以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて、所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は認定農業者であり、現在６６，２５２㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の１００ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
利用権設定の１番、３４番委員。

○３４番委員
２号利用権設定の１番を報告いたします。
借人は担い手農家であり、現在２０，０７９㎡のすべてについて耕作している。専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
利用権設定の８番及び１３２番、２８番委員。

○２８番委員

２号利用権設定の８番及び１３２番は借人が同一人のため、まとめて報告します。これは先月のあっせんの申し出がなされた分です。借人は新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書のとおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
１０番及び１１番、１２番委員。

○１２番委員
２号利用権設定の１０番及び１１番は借人が同一人のため、まとめて報告します。
借人は担い手農家であり、現在６１９㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
９７番、１３番委員。

○１３番委員
２号利用権設定の９７番を報告します。
借人は現在２２，４３９㎡すべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
１０２番、２９番委員。

○２９番委員
２号利用権設定の１０２番を報告します。
借人は担い手農家であり、現在８，０９７㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
１０７番及び１１４番、１０番委員。

○１０番委員
２号利用権設定の１０７番を報告します。
借人は現在８，４３９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事

している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

２号利用権設定の１１４番を報告します。
借人は担い手農家であり現在３１，２０２㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
１２１番、１７番委員。

○１７番委員
２号利用権設定の１２１番を報告します。
借人は担い手農家であり、現在、３２，９８２㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
１２６番及び１２７番、３１番委員。

○３１番委員
２号利用権設定の１２６番を報告します。
借人は担い手農家であり、現在１２，８１５㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

２号利用権設定の１２７番を報告します。
借人は担い手農家であり、現在１６，４１９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
１３３番及び１３４番、２８番委員。

○２８番委員
２号利用権設定の１３３番及び１３４番は借人が同一人のため、まとめて報告します。
借人は担い手農家であり、現在２，２９８㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、

農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１３７番及び１３８番、１番委員。

○１番委員
　２号利用権設定の１３７番及び１３８番は借人が同一人のため、まとめて報告します。
　借人は担い手農家であり、営農計画書のとおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明があれば発言を許可します。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△　議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
　次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委

員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転１４件、賃借権設定３件の計１７件が提出されていますのでその処分について審議を求めます。それでは、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。１番を１２番委員。

○１２番委員
　３号１番を報告します
　申請地はこがのもりコミュニティ広場の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９，４４７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　２番及び３番、６番委員。

○６番委員
　３号２番を報告します。
　申請地は青葉小学校の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，３６７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

　３号３番を報告します。
　申請地は青葉小学校の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１０，３９７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　４番及び８番、２６委員。

○２６番委員

３号４番、８番をまとめて報告します。

３号４番の申請地は芦谷公民館の北西に位置しており、現況は畑である。３号８番の申請地は上小川小学校の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，９６２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

５番、１９番委員。

○１９番委員

３号５番を報告します。

申請地は川原小学校の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９，６３２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

６番及び１４番、２７番委員。

○２７番委員

３号６番と１４番は受人が同一人のためまとめて報告します。

３号６番の申請地は有下公民館の西に位置しており、現況は田である。３号１４番の申請地は中須西公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は耕運機１台とその他はリースである。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，３６０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

７番、３０番委員。

３号７番を報告します。

申請地は国分湊地区コミュニティ広場の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，２５０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

９番、１６番委員。

○１６番委員

３号９番を報告します。

申請地は平下原コミュニティ広場の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３２，７９３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

１０番、１３番委員。

○１３番委員

３号１０番を報告します。

申請地は溝辺総合支所の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１７，００９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。また、申請地は先月のあっせん売渡し希望分です。以上です。

○議長（会長）

１１番及び１２番、３３番委員。

○３３番委員

３号１１番及び１２番は譲り受け人が同一人であり、申請地も隣接していますので、まとめて報告し

ます。
　申請地は　長浜公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，２８８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　１３番、２８番委員。

○２８番委員
　３号１３番を報告します。
　申請地は小野小学校の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，５１５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　１５番、１６番及び１７番、１１番委員。

○１１番委員
　３号１５番を報告します。
　申請地は福山総合支所の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，５７２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

　３号１６番を報告します。
　申請地は福山町牧之原中学校の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，７２４㎡で下限面積要件を満たしており、

取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

３号１７番を報告します。

申請地は福山町下牧之原コミュニティセンターの東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。従業員の方がおられるということです。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９，０２９㎡で下限面積要件を満たしている。取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請１７件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△　議案第４号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外４件、農振編入１件の合計５件の一部変更について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外の１番、２番及び３番、２７番委員

○２７番委員

４号農振除外１番、２番及び３番については、関連がありますので併せて報告します。

申請地は国分北小学校の南西に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は田、東は田、西は道路である。４号１番の除外目的は貸家１棟と通路を建設するものであり、４号２番及び３番の除外目的は一般住宅と通路を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替他の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続しており、除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

４番、２８番委員

○２８番委員

４号農振除外４番を報告します。

申請地は安良小学校の西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は雑種地、南は山林、東は畑、西は通路である。除外目的は山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

４号農振編入の１番、６番委員。

○６番委員。

４号農振編入１番を報告します。

申請地は新清水団地の北側に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は水路、東は水路、

西は水路と道路である。編入目的は農地として有効に利用したいため、農用地へ編入するものです。申請地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件ついて質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の農振除外４件、農振編入１件については除外及び編入はやむを得ないという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」は「承認」という意見を市長に答申することに決定します。

△　議案第５号　「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

○議長（会長）
　次に、議案第５号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請１件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。１番、２６番委員。

○２６番委員
　５号１番を報告します。
　申請地は下井公民館の北東に位置し、現況は田と不耕作地である。申請地の東は水路、西は水路、南は道路、北は水路と道路である。転用目的は貸事務所と貸倉庫を建設するものである。農地区分は、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はないため特に問題ないと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて水路に流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地転用事業計画変更申請１件については、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
全員賛成であります。よって、議案第５号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。

△　議案第６号　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
次に、議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請６件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。１番、２７番委員。

○２７番委員
６号１番について報告します。
申請地は妻屋公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３３０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
２番、５番委員。

○５番委員
６号２番について報告します。
申請地は横川消防団山ヶ野分団古城地区拠点施設の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他の

いずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５２４㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は畑、南は畑、北は畑と山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　３番、２９番委員。

○２９番委員
　６号３番について報告します。
　申請地は田口公民館の南東に位置し、現況は田と宅地である。なお、平成１６年１２月頃一部宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張と太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。宅地拡張の計画面積は、８７㎡であり、また、隣接宅地の４８０．０３㎡を一体利用するもので、全体計画面積は、５６７．０３㎡である。一般住宅はおおむね５００㎡であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。太陽光発電施設の計画面積は、６１５㎡であり、太陽光パネル２４０枚、総出力７０．３ｋｗの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　４番、３３番委員。

○３３番委員
　６号４番について報告します。
　申請地は松山公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７３４㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は雑種地、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

５番、１４番委員。

○１４番委員
６号５番について報告します。
申請地は津曲公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，００６㎡であり、申請地にクヌギ２００本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は畑、西は荒地、南は山林、北は荒地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
６番、３７番に代わり１１番委員。

○１１番委員。
６号６番について報告します。
申請地は三田坪公園の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４９５㎡であり、共同住宅にするには妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請６件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可するということに決定します。つきましては、４月１０日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。

△　議案第７号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
　次に、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請３２件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を２７番委員。

○２７番委員
　７号１番について報告します。
　申請地は剣之宇都公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６３１㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

○議長（会長）
２番、６番委員。

○６番委員
　７号２番について報告します。
　申請地は国分中学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は認定こども園運動場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，８２０㎡であり、認定こども園運動場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は雑種地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　３番、３番委員。

○３番委員
　７号３番について報告します。
　申請地は岩戸公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲一区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３７５㎡であり、宅地分譲一区画に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

○議長（会長）
　４番、１番委員。

○１番委員
　７号４番について報告します。
　申請地は芦谷公民館の南西に位置し、現況は畑と雑種地である。なお、国分川原＊＊＊番地、＊＊＊番地は平成２８年１２月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，５１９㎡であり駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は荒地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　５番及び６番、２３番委員。

○２３番委員
　７号５番について報告します。
　申請地は市営園田団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８８６㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載し

てある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

７号６番について報告します。

申請地は市営園田団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５５７㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

７番及び８番、１２番委員。

○１２番委員

７号７番について報告します。

申請地は野口地区自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲２区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４４９㎡であり、宅地分譲２区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

７号８番について報告します。

申請地は野口地区自治公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４７９㎡であり、駐車場を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路と道路、南は駐車場、北は店舗である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

９番及び１０番、６番委員。

○６番委員

７号９番について報告します。

申請地は国分中央高校小畑農場の南に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３９２㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は５条申請地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

７号１０番について報告します。

申請地は国分中央高校小畑農場の南に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２９８㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は田、南は道路、北は５条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

１１番、１２番委員。

○１２番委員

７号１１番について報告します。

申請地は松木公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗等事業用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，１３１㎡であり、店舗等事業用地を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑と宅地、南は畑、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

１２番、２６番委員。

○２６番委員

７号１２番について報告します。

申請地は広瀬簡易郵便局の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地

の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅７棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，０２７㎡であり、建売住宅７棟を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１３番、１番委員。

○１番委員
　７号１３番について報告します。
　申請地は国分南中学校の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅２棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４７２㎡であり、建売住宅２棟を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は水路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１４番及び１５番、２６番委員。

○２６番委員
　７号１４番について報告します。
　申請地は下井公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅４棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，２２３㎡であり、建売住宅４棟を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地と畑、南は田、北は墓地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

　７号１５番について報告します。
　申請地は下井公民館の北西に位置し、現況は田と不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題な

いと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸事務所と貸倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９２９㎡であり、貸事務所と貸倉庫を建設するには相当な面積であると思われる。また、隣接地の５条許可地の５２５㎡を一体利用するもので、全体計画面積は１，４５４㎡である。申請地の東は水路、西は水路、南は水路、北は５条許可地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１６番、１３番委員。

○１３番委員
　報告の前に、先ほど６号５番で１，０００㎡にクヌギを２００本植林するというものが妥当とのことですが、申請地に植林する場合の基準などがありますか。

○事務局　中吉主任主事
　１反にどのくらい植えるという決まりはなく、また、隣地が影にならないように植えると本数は減ってきます。申請者の意向により植林する本数は決まってきます。

○１３番委員
　それでは７号１６番について報告します。
　申請地は十三塚原土地改良区の事務所の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３，４９４㎡であり、クヌギ１５０本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の南は道路で東、西、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１７番、２８番委員。

○２８番委員
　７号１７番について報告します。
　申請地は麓原自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３，５４０㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は５条許可地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のよう

な理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１８番、２９番委員。

○２９番委員
　７号１８番について報告します。
　申請地は下瀬戸口公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５８８㎡であり、駐車場にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１９番、８番委員。

○８番委員
　７号１９番について報告します。
　申請地は自然ふれあいセンターの南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４，３０５㎡であり、申請地全てにクヌギ１，０００本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と道路、西は荒地、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２０番、３３番委員。

○３３番委員
　７号２０番について報告します。
　申請地は真孝西集会場の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６７８㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地

の東は宅地、西は水路、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２１番、２９番委員。

○２９番委員
　７号２１番について報告します。
　申請地は小田東公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅４棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０４８㎡であり、建売住宅４棟を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は田、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２２番及び２３番、３３番委員。

○３３番委員
　７号２２番について報告します。
　申請地は垂水公園の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅２棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４４１㎡であり、また、隣接地宅地の８５．６８㎡を一体利用するもので全体計画面積は５２６．６８㎡である。建売住宅２棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

　７号２３番について報告します。
　申請地は新川公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４９９㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は水路、南は畑、北は道路と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２４番、２番委員。

○２番委員
　７号２４番について報告します。
　申請地は住吉公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。また、年月日不詳で一部造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地で第３種農地の都市計画用途区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲７区画に利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，９０４㎡であり、宅地分譲７区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地と荒地、西は宅地、南と北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２５番、２９番委員。

○２９番委員
　７号２５番について報告します。
　申請地は田方１号公園の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅７棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，６４９㎡であり、建売住宅７棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と宅地、西は道路、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２６番を３７番委員に代わり、１１番委員。

○１１番委員
　７号２６番について報告します。
　申請地は西瓜川原公園の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。
資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２５８㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をと

るため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２７番を２８番委員。

○２８番委員
　７号２７番について報告します。
　申請地は津曲公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸運動場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，３８０㎡であり、また、隣接地宅地の６１４．５５㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は１，９９４．５５㎡で貸運動場を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２８番を３７番委員に代わり、１１番委員。

○１１番委員
　７号２８番について報告します。
　申請地は姫城公園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１３０㎡であり、また、隣接地宅地の３０９．７１㎡を一体利用するもので、全体計画面積は４３９．７１㎡である。一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。また、申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２９番及び３０番、２９番委員。

○２９番委員
　７号２９番について報告します。
　申請地は沢馬場公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法

定小作人なし。転用目的は建売住宅２棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７４６㎡であり、建売住宅２棟を建設するには相当な面積であると思われる。また、隣接地宅地の３０９．７１㎡を一体利用するもので、全体計画面積は４３９．７１㎡である。申請地の東は水路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

７号３０番について報告します。

申請地は隼人図書館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、隼人庁舎の５００m以内の区域内にある農地のため、２種農地の５００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３５０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

３１番及び３２番、１番委員。

○１番委員

７号３１番について報告します。

申請地は福山高校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、福山総合支所の５００m以内の区域内にある農地のため、２種農地の５００m以内農地に該当すると思われる。資金調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設と駐車場及び道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，３９６㎡であり、太陽光パネル２１６枚、総出力４９．５ｋｗの太陽光発電施設に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と畑、西は宅地と畑、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

７号３２番について報告します。

申請地は福山高校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、福山総合支所の５００m以内の区域内にある農地のため、２種農地の５００m以内農地に該当すると思われる。資金調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１２８㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積があると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は学校用地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の３２件は転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
全員賛成であります。よって、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。
つきましては４月１０日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。

△　議案第８号　「あっせん申出」について

○議長（会長）
次に、議案第８号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規定によるあっせん申し出の売渡希望１件、貸付希望３件、借受希望１件が提出されました。なお、貸付希望の溝辺の２番は取下げられましたので、残り４件の審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。売渡希望の１番を１３番委員。

○１３番委員
売渡希望の１番を報告します。
あっせん申し出のあった農地は１枚の畑が４筆となっており、全体で２，５００㎡あります。基盤整備もされ、畑かんもきているので売れるとは思いますが、入口に申請者以外の土地５００㎡があり、土地の効率が悪くなるため難しいかもしれませんが、受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
貸付希望３番、１８番委員。

○１８番委員
　貸付希望の３番を報告します。
　この土地は基盤整備地域で、現在は不耕作地となっています。以前も近所の方と相談をしていたことがありましたが、農用地内なのであっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）
　貸付希望４番、２８番委員。

○２８番委員
　貸付希望の４番を報告します。
　この土地は農地面積が小さく、ほ場整備はすんでいる所なのですけど一人の大規模農家の方が怪我をされて、この方の土地がこのようなあっせんという形で全部でてきております。このような小さな面積の農地を借受たいという人がいるかどうかわかりませんが、あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）
　借受希望１番、１１番委員。

○１１番委員
　借受希望の１番を報告いたします。
　さつまいもを植えたいとの申出がありましたが、今年の分についてはすでに準備できたとのことで、来年度また貸し出し農地が出てくればお願いしたいとのことでした。福山町一円ということなので、全委員一丸となって取り組みたいと思います。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の売渡希望１件、借付希望２件、借受希望１件につきましては、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第８号「あっせん申出について」は、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。売渡希望の１番を１３番委員と２７番委員に、貸付希望の３番を１８番委員と２１番委員に、貸付希望の４番を２８番委員と４番委員、借受希望の１番を１１番委員と２５番委員に、以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成２９年第３回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）

これで平成２９年第３回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉　会　　午後　４時２５分」

番

番

番